京都市訓令甲第 8 号

交 通 局

上下水道局

京都市交通局長、上下水道局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成21年10月30日

京都市長 門 川 大 作

第4条第1項表以外の部分中「及び課長」の右に「,総務事務センター長」を加え、 同項の表中「課長,副室長」を「課長,総務事務センター長,副室長」に改め、同条 第2項中「及び用度課長」を「,経理課長,用度課長及び技術管理課長」に改める。

別表第2職員課長の項第1号中「,差押え及び過誤払に係る収入決定」を「及びこれに係る支出命令」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「支出決定」の右に「及びこれに係る支出命令」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の給与等の差押え及び過誤払に係る収入決定に関すること。

(2) 旅費の支出決定に関すること。

別表第2職員課長の項の次に次の1項を加える。

(1) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除経理課長 く。)の通知に関すること。

別表第2用度課長の項を次のように改める。

- (1) 1件5,000,000円以下の物品等の調達契約に関する こと。ただし、財政担当局長が別に定める随意契約を除く。
- (2) 1件30,000,000円以下の工事請負契約に関すること。ただし、財政担当局長が別に定める随意契約を除く。

**用度課長 (3) 1件500,000円以下の不用物品の売却及び交換契約に** 

	関すること。
	(4) 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付並びに当該還付に
	係る支出命令に関すること。
技術管理課	(1) 旅費の支出決定及びこれに係る支出命令に関すること。
長	

附則

この訓令は、平成21年11月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)